

平成16年 第2回 6月(定例)中間市議会会議録(第3日)

平成16年6月23日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成16年6月23日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第31号議案 水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について
(日程第1 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 意見書案 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書
第 7 号 見書
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 意見書案 警察の裏金問題の徹底解明を求める意見書
第 8 号
- 日程第 4 意見書案 福岡県警「裏金」疑惑の真相究明を求める意見書
第 13 号
(日程第3～第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 意見書案 自衛隊のイラクからの撤退を求める意見書
第 9 号
(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 意見書案 介護保険の利用料引き上げの中止を求める意見書
第 10 号
(日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 意見書案 「年金改革」の中止を求める意見書
第 11 号
(日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 意見書案 郵政事業の民営化に関する意見書
第 12 号 書
(日程第8 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 意見書案 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見
第 14 号
(日程第9 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 第24号議案 中間市政治倫理条例
(日程第10 継続審査)
- 日程第 11 請願第3号 中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願

平成 15 年

(日程第 11 継続審査)

日程第 12 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (20 名)

1 番 中家多恵子君	2 番 山本 慎悟君
3 番 佐々木晴一君	4 番 植本 種實君
6 番 青木 孝子君	7 番 久好 勝利君
8 番 杉原 茂雄君	9 番 岩崎 三次君
10 番 堀田 英雄君	11 番 井上 久雄君
12 番 湯浅 信弘君	13 番 掛田るみ子君
14 番 香川 実君	15 番 上村 武郎君
16 番 岩崎 悟君	17 番 佐々木正義君
18 番 米満 一彦君	19 番 下川 俊秀君
20 番 片岡 誠二君	21 番 井上 太一君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1 名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陞君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	是永 勝敏君	建設部長	行徳 幸弘君
教育部長	工藤 輝久君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長	小倉 計輝君
合併問題対策室参事			田中 茂徳君
秘書課長	田中 久光君	企画財政課長	牧野 修二君
総務課長	中野 諭君	契約課長	舟越 義光君
市民課長	原田 慶雄君	経済振興課長	増田令次郎君
人権推進課長	中村 次春君	介護保険課長	成富 隆俊君

管理課長 栞野 広行君 指導課長 藤原 孝之君
消防本部総務課長 一田 健二君

事務局出席職員職氏名

局長	勝原 直輝君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1．第31号議案

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、第31号議案を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。第31号議案水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について提案理由を申し上げます。

消防本部におきまして、現在配備しております水槽付消防ポンプ自動車は、昭和61年度に購入をし、18年を経過しており老朽化が著しいため、本年度にこの水槽付消防ポンプ自動車を新しく買い替える計画をいたしているところでございます。

このため、さきに国に対して同整備にかかわる国庫補助の申請をいたしてありましたところ、先日、補助金交付決定の通知をいただきました。

今回、購入を計画しております水槽付消防ポンプ自動車は、約2トンの水を積載する構造となっております、迅速な消火活動を展開する上で、欠くことのできない重要な消防自動車のひとつであります。

この水槽付消防ポンプ自動車の購入予定価格は、2,299万5,000円でありまして、今月10日に入札を行い、帝産業株式会社が落札しましたことから、同日付で仮契約を締結をいたしております。

なお、今、ご説明いたしました当該購入予定価格に対しまして、614万2,000円の国庫補助金が交付される予定となっております。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

今の説明ではちょっと私がいまいちわからないところがありますので、お尋ねさせていただきます。水槽付の消防ポンプはどこのメーカーを選ばれたのか。メーカーを選ぶに当たって会議はどのようにされてきたのか。

まず、そこあたりをお尋ねをいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

消防長の方からお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

小倉消防長。

消防長（小倉 計輝君）

お答えします。業者選定の中で業者選定をしまして仕様書を説明の中で仕様書の中に重大な瑕疵により社会的信用を失墜し、国及びその他公共機関から指名停止もしくはそれに準ずる措置を受けた製造元の使用を停止しますということで、仕様書の方で説明しております。

ですから、今、三菱自動車がリコール隠しということで、社会的信用を失ったということで、三菱自動車の方は 三菱自動車は使わないように業者の方にっております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

でしたら、行政の方がメーカーを選んだということではないですよ。

議長（杉原 茂雄君）

小倉消防長。

消防長（小倉 計輝君）

そのとおりです。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私が調べたところによりますと、消防車のメーカーというのは日本消防ポンプ協会に加盟しているメーカーとしては日本では17社あるというふうに聞いております。メーカーが。それを消防に携わって、消防署としては三菱を 今、問題になっている 外してというようなことでけさの議運でもちょっとお話がありましたけれども。それだったら三菱を外したほかを帝産業にすべてお任せするとかいうことはちょっと考えられない。私は消防署としていろんなメーカーを検討して、この車種を決めたというのは消防署の方で決めるべきではないでしょうか。なぜ、それが決められなかったんでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

小倉消防長。

消防長（小倉 計輝君）

消防車は普通の一般の車のようにできたのを買ってくるんじゃないんです。要するにトラックの荷台をのけた分、シャーシーといいますけれども、それを艤装メーカーが車のメーカーから買ってきまして、それに現在あるような消防車をつくっていく。ですので、そのシャーシーは三菱、今問題になっていますので、それは使わないようにとっております。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

三菱を除いたほかの車種を帝産業にお願いしたわけですね、そういうことですね。

そして、引き続きお尋ねしますが、今回、値段は決められて、車種は帝産業にお願いしますということで、自動車会社になれば、日野とか、その他いろいろ、いすゞとか日産とか。そうした場合に、そういう形で選ぶにしても、帝産業以外何社がこの入札に参加されたのか。その入札金額をこの場で教えていただきたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

小倉消防長。

消防長（小倉 計輝君）

11社で入札をお願いしておりましたですが、いすゞ自動車というところが回避しておりますので10社で入札しております。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

こちらは予定価格を立てられたわけでしょうか。予定価格を立てられたんでしたら、この落札率というのは幾らになるんでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

舟越契約課長。

契約課長（舟越 義光君）

お答えいたします。入札率は65.52%でございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私は帝産業に自動車会社をお願いするというのはどうかと思うわけです。私としては、やはり行政の方でいろんな消防局、他自治体を調べたりして決めていくべきではないかなというふうに思っておりますけれども、それはできなかつたんでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

小倉消防長。

消防長（小倉 計輝君）

ちょっとご質問の意味がよくわからないんですが。要するに帝産業というところは、先ほど申しましたように、車のシャーシを買ってきまして、それで艤装するメーカーです。消防ポンプ車をつくるメーカーです。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

帝産業は消防車を設備する会社ということですね。

そしたらほかにはどういう仕事をなさっていますでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

小倉消防長。

消防長（小倉 計輝君）

ほかにはどういう仕事をしているかというのは、ちょっと承知しておりません。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私はこの会社が云々っていうんじゃないかもしれませんが、ちょっとインターネットでひいてみましたら、宗像の方で屋根の防水改修工事も入札に参加されてるんです。そして、また、この白川町の住所、9番12号っていうのがこの会社のこれがインターネットで出ているんですけれども。ここには帝電設というのも同じ場所でおられるというふうにちゃんと、これは電話帳のこういうところにも載っておるわけですので。やっぱり、何とか、ちょっと私は解せない 解せないということではありませんけれども、本当の……もう、ちょっと。この会社はいつできた会社ですか。

議長（杉原 茂雄君）

小倉消防長。

消防長（小倉 計輝君）

いつできたか承知しておりません。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

仕様書に信用されて選んだと思います。思うけれども、私は少なくともこの会社がいつできた会社 疑うんじゃないかもしれません。やはり中間市が消防車というのはやはり年間1,300台くらいつくっている、全国で。そんな中ですべて注文生産ですね。それで高額なお金 高額とか少額とかじゃありませんけれども、そこを指定した限り、その会社がどういう会

社なのかは調べるべきじゃないか。知って当たり前だと思いますが、今後そういう点でのきちっとしたことを説明していただきたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

契約課長の方からその点、答えさせます。

議長（杉原 茂雄君）

舟越契約課長。

契約課長（舟越 義光君）

お答えいたします。今回の業者選定につきましては、契約課サイドで一応消防署と十分協議した中で従事者を選定したわけです。それで、当然物品登録業者として消防自動車を取り扱いということで、過去、この帝産業につきましては実績があります。それで一応、今回こういう形でしました。ただ、この帝産業の会社の設立については昭和32年に設立になっております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

大体いいでしょう。これにて質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第31号議案は委員会の付託を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

水槽付きのポンプを購入して一刻も早く消火に当たるということには大賛成ですし、購入してからもう老朽化しているというのもわかって、それについては賛同したいと思いますけれども、私はやはり今回の入札に当たって、もう少しやはり、入札改革をうたっている大島市長としては納得の 私としてはいかないところがありますので、反対します。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第31号議案水槽付き消防ポンプ自動車の購入契約についてを起立により採決をいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2・意見書案第7号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第2、意見書案第7号人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。下川俊秀君。

議員(19番 下川 俊秀君)

おはようございます。意見書案第7号人権侵害救済に関する法律の早期制定を求める提案説明を行います。

一昨年3月の第154回通常国会に上程された人権擁護法案は、4度にわたって国会の審議が行われましたが、衆議院解散に伴い廃案となりました。

人権擁護法案が提案された背景と趣旨及び審議経過を踏まえるならば、パリ原則に基づく人権委員会創設を中心とする人権侵害救済に関する法律が早期に制定されなければならないと考えます。

人権侵害救済に関する法律の早期制定は、次にあげる責任根拠に基づき極めて正当であり、社会的正義を体現しているものだと確信しております。

第1の責任根拠は、2001年の人権擁護推進審議会答申です。すなわち、政府の諮問に対して人権擁護推進審議会は人権救済制度のあり方についてと、人権擁護委員制度の改革についての二つの答申を行いました。これらの答申を受けて人権擁護法案は閣法として政府提案されましたが、最終的に廃案となったため、政府責任として人権擁護推進審議会答申を具体化するために人権侵害救済に関する法律を早期に制定する義務があるということです。

第2の責任根拠は、国連人権諸条約機関からの日本政府に対する勧告です。規約人権委員会、人権差別撤廃委員会、子どもの権利委員会、女性差別撤廃委員会などから、相次いでパリ原則に基づく国内人権機関である人権委員会の早期設置や差別禁止法の制定についての強い勧告がなされており、この勧告を誠実に履行することは人権確立にかかわる国際的責務であるということです。

第3の責任根拠は、人権擁護法案に関する与野党修正協議における合意事項です。すなわち、政府原案である人権擁護法案を修正する必要があったという政治責任があり、当時の与党(自民党・公明党・保守新党)と野党(民主党・自由党・社民党)が公党として与野党協議という公的な場で修正協議を行い、合意に達した事項は後退することなく政治的信義において履行されなければならないということは明白であります。

以上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして人権侵害救済に関する法律の早期

制定を求める提案説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書案について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

同和対策事業特別措置法が1969年に制定され、その後延長に延長を重ねて3度に及ぶ法律の名称変更が行われ、同和事業の財政支出を支えてきた法律も2002年3月をもって役割を終えました。

33年間に及ぶ同和対策は、国と地方あわせて約16兆円の事業費が全国4,603地区に投下され、部落住民自身の努力、民主勢力の取り組み、行政、教育関係者を初め、国民各層の理解と協力など、多方面にわたる解決の努力によって社会問題としての部落問題は基本的には解決しました。

同和対策事業とは、封建的身分差別の残存物である部落問題を早急に解決するために、一般対策を補完してとられた行政上の特別措置であり、特別措置を必要としない状態を1日でも早く実現するためにとられた過渡的、特例的な行政措置でした。事業目的が達成されれば特別対策は終り、一般対策へ移行するのは当然の成り行きです。

ところが部落解放同盟は、いつまでも特別措置を保持するための部落解放基本法に準ずる法律の制定を求め、そのための運動を強めています。本年3月1日から3日にかけて行われた部落解放同盟58回大会の運動方針では、その部分がこのように提起されております。

人権侵害救済に関する法律制定の意義と位置を改めて確認しておくことが重要です。すなわち、この法律の制定運動は、部落解放基本法制定運動の継承と発展的展望のもとに位置づけられており、部落解放基本法の五つの構成部分、宣言法的部分、規制救済法的部分、教育啓発法的部分、事業法的部分、組織法的部分を個別に実現してきている闘いの一環であり、部落解放・人権政策確立への重要な一里塚であるということです。

したがって、人権侵害救済に関する法律の早期制定の闘いは、部落解放基本法的全構成部分の実現の取り組みを射程に入れつつ、人権省設置などの行政機構の創設を含めた人権の法制度確立基本法の実体化、実現化と連動した取り組みとして推し進めていくことが肝要です、とこのようになっています。

部落解放同盟とは異なる立場をとっているのが全解連、全国部落解放運動連合会です。全解連が出している「部落問題解決の到達点と部落解放運動の闘いと歴史的教訓」という文書があります。聴くだけでは難解なところもあるかと思いますが、要するに、あれこれ問題をあげて差別をなくすために、従来と同じような運動、法律の制定など求めることは、部落問題の解決に逆行するといっているのです。では、その文書の最後の部分を紹介して討論を終わりたいと思います。

部落問題に係わる独自課題が薄れ、国民融合が促進される状況のもとで、部落という地域を対象にし、部落住民のみを基本的に組織する運動形態は、運動による旧身分の固定化に通じるものであり、この時代にふさわしくないものである。

部落差別の解消形態は、これを支える社会的な仕組みがなくなっても、なお一定期間残存し、しかも緩やかな形で徐々に死滅していくものである。

社会問題としての部落問題が基本的に解決された状況のもとでは、まだ部落差別が残存しているのではないか、一部に生活上の困難が存在し、格差の解消を図る必要があるのではないか、部落住民の中に見られる歴史的後進性の課題があるのではなど、あれこれと理由をあげて部落解放運動の継続を求めることが、その固有の運動形態からくる作用によってかえって部落と部落差別を固定化し、歴史に果たす役割は否定的なものにする。

以上で終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第7号人権侵害救済に関する法律の早期制定を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第3．意見書案第8号

日程第4．意見書案第13号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第3、意見書案第8号警察の裏金問題の徹底解明を求める意見書及び日程第4、意見書案第13号福岡県警裏金疑惑の真相究明を求める意見書は、関連がございますので一括議題とし、提案理由の説明を求めます。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

意見書案第8号警察の裏金問題の徹底解明を求める意見書と、意見書案第13号福岡県警裏金疑惑の真相究明を求める意見書の二つの意見書案について、提案理由の説明を行います。

意見書第8号では、静岡県、北海道、福岡県をあげていますが、これらの道警と県警は裏金づくりを既に認めています。警察の裏金問題が明るみになったのは、それ以外にも宮城県、東京都、山梨県、愛知県、鳥取県、岡山県、島根県、香川県、高知県、長崎県、熊本県などで、同一手口による裏金問題が報告されています。

警察の裏金問題は、公文書偽造、横領、詐欺、有印紙文書偽造等にかかわる事件で、被害者は国民、県民です。被疑者は警察幹部数千人、被害総額数千億円というものです。

犯罪を取り締まる警察が行っている犯罪なので、その全貌を明らかにするのは困難なことです。既に会計文書を廃棄処分するなど証拠隠滅も図られていますので、速やかに必要な手だてを講じることが求められます。

警察の裏金問題については、多くの元警察官が告発していますが、その中で「おれが偽造領収書をつくれれば仕事、一般の人がやれば犯罪だ」と、元警視庁警備部警備第1課庶務係主任の大内顕さんが、次のように語っています。

裏金づくりは、警察庁を含め全国で組織的に行われています。私自身が、警視庁で18年間に渡って裏金づくりを担当してきました。私の知る限り、裏金づくりには多く分けて二つの方法があります。一つは現金で管理されている金を使った機密費的な裏金、問題になっている捜査用報償費や捜査費がその中心です。もう一つは業者をまきこんだ架空契約や水増し契約による裏金づくりです。資金前渡しとして、現金で渡されるのが捜査費や捜査用報償費と呼ばれるものです。捜査用報償費は都道府県から、捜査費は国から支出されます。しかし、二つとも裏金となる流れは同じで区別されません。捜査費は毎月出されます。警視庁の場合、封筒に入った現金が警視庁の各部を通じて各署の各課へ、都道府県の場合は県警本部を通じて各警察署へと渡されます。警視庁では署内各課に渡される金は毎月5万円から10万円。これから、会計担当者が幹部研修費として一部を抜き取り、個人あての封筒に入れます。署長は3万円、副署長2万円、課長1万円と、これは幹部がどう使ってもいいヤミ手当です。誰にどう配分するかは各署の極秘文書である幹部研修費一覧表に記されています。

幹部研修費を引いた残る捜査費もまた全額が裏金になります。課長は捜査費として渡された金を自分で管理し、帳簿担当者に交付書だけ渡します。帳簿担当者は交付書に見合う

額を使ったという証拠を苦労してつくるのです。私たち担当者は、飲み食いの領収書を集め、電話帳などを使って架空の情報提供者を探す、偽造領収書をつくるため領収書の筆跡を変え、印鑑も100個ほどは用意する。朱肉も色合いが異なるように幾つかのメーカーのものを使いわける。帳簿担当者は、そこまで神経を使います。裏金を実際にどう使うかは課長の裁量です。課員や自分の飲み食いに使ってもいい。しかし、捜査費が捜査費として使われることはほとんどありません。もし、どうしても使う必要があれば、逆に裏金から出します。

なぜ、こうした不正がまかり通るかといえば、不正を捜査するのは警察で、警察を捜査するところがないからです。不正はいけないとみんなわかっています。文書偽造・同行使、業務上横領、他の人がやれば犯罪です。でも、やめようといえば村八分にされる。架空領収書は多くの捜査員がかかわっていて、望む望まないにかかわらず、裏金づくりのシステムに組み込まれているんです。

と、このように告発しております。

次に、意見書案第8号の案文の最後に、第三者が入った外部監査制度の導入を含め、再発防止策を確立することとなっていますが、なぜ第三者機関なのかということでもあります。

犯罪を捜査するのは警察の仕事ですが、裏金づくりは警察の組織ぐるみの犯罪ですからとても無理なことです。犯罪の捜査には検察もありますが、検察庁も警察の裏金と同じ調査活動費問題を抱えています。警察と違ってそれに手を染めているのは検察のトップクラスですが、警察を摘発すれば自分たちにもはねかえってきます。検察庁は4年前から裏金づくりはやめたと言っていますが、時効はまだ成立していません。警察をやるどころの話ではないのです。

会計検査院はどうでしょうか。会計検査院は内閣から独立した機関で、予算はじめ国の会計をチェックする権限と責任を負っています。

ところが会計検査院は、警察の不正経理が何度も社会問題になりながら、戦後五十数年、ただの一度も警察を摘発したことがないのです。それは互いに持ちつ持たれつの関係にあるからです。捜査を担当する機関が全くあてにならないので、第三者機関としているのです。

次に、福岡県警の裏金問題は、1995年から1999年まで福岡県警銃器対策課庶務係長として経理を担当していた、県警元警部の3月5日の記者会見での告発から始まり、その後続々と元警察官による告発が続いています。

3月12日には市民団体が住民監査請求を起こし、監査委員が調査を始めたときに、一人の現職の警部補が実名で監査委員に裏金づくりを認めるという全国初の事態が生まれました。

現職警官が監査委員会に提出した裏金づくりについての申立書では、元警部が発表した捜査協力費やカラ出張で、95年1月から98年8月の間に約6,600万円の裏金をつ

くり、幹部のヤミ手当や餞別などに私的流用していたというのは間違いのない事実だと述べ、このことについて県警総務部長が餞別の習慣はないと県議会で答弁していることについて、申立書を出して　そこではこのように出ておりますが。

裏金づくりは銃器対策課だけではなく、各所属において古くから行われていました。総務部長が発表していることは、上層幹部が懐に入れた証拠がないことを確認して、全くの虚偽の発表をしています。総務部長自身が各所属長を歴任しており、裏金を懐に入れた仲間でもあるのです。文書はさらに裏金づくりは全国の警察で行われていることも周知の事実と指摘して、こう続けています。

急遽出費しなくてはならない予算が必要であることは、どの捜査員も理解していることではありますが、そのために裏金をつくり、あげくには上層幹部が懐に入れていることが、問題であり許せないことなのです。上層幹部が懐に入れた証拠は一切残さず、事業に関わって名前が出たもので正直に話をした者のみを処分してトカゲの尻尾切りで終結させているのです。各所属長は、自分が在任中にプールして使い余った裏金を離任するときに残さずそのまま懐に入れるのですから、証拠は何も残りません。そして新たに着任した各所属長は、自分の在任中に裏金づくりを再び始めるのです。

申立書はA 4版5ページに及ぶものですが、今年に入ってもニセ書類を書かされていると告白しています。昨年来、北海道警をはじめ、一連の裏金疑惑が表面化している最中においても、福岡県警は裏金づくりを続けていたのです。

犯罪捜査を名目に国民が納めた税金を懐に入れる。署長が3回異動すれば餞別で家が建つ、といわれるような不正を糾し、警察が警察本来の仕事をするために、警察の裏金問題徹底解明を求める意見書案にご賛同いただきますよう、よろしく願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありません。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案2件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず、意見書案第8号警察の裏金問題の徹底解明を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第13号福岡県警裏金疑惑の真相究明を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第5 . 意見書案第9号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第5、意見書案第9号自衛隊のイラクからの撤退を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。久好勝利君。

議員(7番 久好 勝利君)

自衛隊のイラクからの撤退を求める意見書案について提案理由の説明を行います。

小泉首相が、ブッシュ大統領との日米首脳会談で、新たな国連安保理決議に基づくイラク多国籍軍への自衛隊参加を表明したのは、国連決議が採択されるよりも前でした。米国への忠誠を自国の憲法よりも優先する世界でも異常な対米追随の姿勢を改めて示しました。

多国籍軍への参加は、自衛隊海外派兵の歴史の中でも初めてのことです。これまで憲法違反を重ねて強行してきた海外派兵をさらに拡大し、日本の進路を大きく変える重大な問題です。それにもかかわらず首相は国会にも国民にもはからないで、何よりも先にブッシュ大統領に参加を約束したのです。

自衛隊の多国籍軍参加は、それ自体が憲法上の重大問題です。政府はこれまで目的、任務に武力行使が伴う多国籍軍への自衛隊参加は憲法上許されないと繰り返し説明してきたからです。

採択された国連決議1546は、多国籍軍がイラクにおける安全と安定を維持するのに役立つあらゆる必要な措置をとる権限を持つと、武力行使を明確に認めています。政府は自衛隊の参加について、多国籍軍の指揮下に入らず、人道復興支援活動に限ることを口実に正当化しようとしています。

そのため、武力行使を伴う任務を与えられた多国籍軍であっても、自衛隊は武力行使をせず、他国の武力行使とも一体化しないことが確保され、参加は憲法上問題ないと政府見解を変更しました。

ところがこの約束は、単なる公使級の口約束であったということで、文書もないというような問題であります。

安保理決議1546は、多国籍軍は統一された指揮の下に置かれることを明記しています。ところが政府は「統一された指揮下」となっているところを「統合された司令部のもと」と翻訳できると言って、武力行使を行う米英軍の指揮を受けないかのように印象づけようとしています。

日本政府の説明について、マクレラン米大統領報道官は、ポーランド軍、イギリス軍、イタリア軍と同じように自衛隊も自国自身の指揮系統のもとにあることは明らかだ。しかし、多国籍軍は全体として米軍の指揮によって監督される、と語りました。要するに、自衛隊が米軍と一体となるわけではないが、多国籍軍全体を指揮、監督するのは米軍だということです。

多国籍軍について、パウエル長官は、戦闘作戦、拘束、武器搜索、治安維持など幅広い任務を持つと言っていますが、これらは今まで米軍がイラクでしてきたことと何ら変わりはありません。

イラクに泥沼の戦争と治安悪化などの混乱状態をつくりだした米軍は、13万人がそのまま残ります。米軍は家族を殺され、治安を極度に悪くされ、仕事もなく、恨みを持つ多くのイラク人の厳しい視線にさらされています。その米軍が引き続き指揮、監督する多国籍軍に自衛隊が参加すれば、自らを米軍と同じ立場に置くことになります。

政府が通用しないつじつま合わせをしていること自体、憲法違反の自衛隊の多国籍軍参加に根拠がないことを示しています。イラク国民との関係を悪化させないためにも、自衛隊は速やかに撤退させるべきであります。

自衛隊はイラクの人道復興支援のために派遣しているとも言われていますが、今まで自衛隊の活動といえば、イラクの人たちにきれいな水を提供する給水活動が中心でした。この給水活動は、既にNGOの人たちがイラクでしています。NGOの人たちがしている給水活動は、10万人くらいの住民を対象に1人1日10リットルから20リットル要するという基準でしているそうですから、1日1,000トンから2,000トンの水を提供していることとなります。それにかかる必要は年間数千万円で機械の購入費を入れても1億円程度とのことです。

自衛隊の場合はどうでしょうか。防衛庁の発表では、1日最大限に給水して80トン、これで1万6,000人分とのことですから、1人1日5リットルの計算となります。NGOの基準にすれば4,000人から8,000人分ということです。自衛隊派遣の予算はかなりの費用は陣地づくりに使われたでしようが404億円です。

給水の方法はどうでしょうか。NGOの場合、当然のことながら給水車で住民に配って回ります。ところが、自衛隊はサマワ市の給水車を呼んで、二重に張り巡らした鉄条網の中からホースを出して給水し、サマワ市の給水車が市民に水を配って回るのです。

自衛隊の予算404億円をNGOが使って水の供給をしたら、1億円で10万人分ですから、400億円なら4,000万人分となり、イラクの総人口は2,000数百万人ですから、イラク中に水を提供することができます。

これは自衛隊がやっていると言われている人道復興支援のひとつですが、この人道復興支援にさえ、自衛隊が向いていないという例証であります。このようなことから、自衛隊がイラクから撤退を求める意見書を国に出していただくようによろしくお願いしたいと思います。

ご賛同をよろしくお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

自衛隊のイラクからの撤退を求める意見書に対し、反対討論をいたします。

アメリカがイラク攻撃に踏み切った大儀や現在の対処のあり方には、確かに問題があるかもしれませんが、しかし、勘違いしてはなりません。日本の自衛隊によるイラク復興支援活動は、何も米国の支援のためだけ、イラク国民のためだけに行っているわけではありません。冷戦時代には大国間の緊張が最大の脅威でしたが、今日では国際テロ集団や「ならずもの国家」が世界の平和を脅かす可能性の方がはるかに高く、これが新たな脅威と呼ばれています。

それらに対応し、政府も防衛政策の抜本的見直しに迫られ、平成15年度防衛白書より、テロ等に対し新たな脅威として位置づけ、装備や部隊編成の改革に入っております。今、日本が国際社会において置かれている状況をかんがみますと、イラク復興支援活動は、イラク国民のためでは確かにあるけれども、何より日本国民のために、日本をテロから守るためにやっているということを感じねばならないと思うのであります。

その意味で、身の危険をも顧みず、イラク復興支援活動に励んでいる自衛隊の皆様にはメールを送るとともに、自衛隊のイラクからの撤退を求める意見書に反対いたします。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論なしと認めます。

これより意見書案第9号自衛隊のイラクからの撤退を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立少数であります。よって、意見書案第9号は原案否決されました。

日程第6．意見書案第10号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第6、意見書案第10号介護保険の利用料引き上げの中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

介護保険の使用料引き上げの中止を求める意見書案の提案説明をいたします。

家族介護に頼ってきた仕組みから介護を社会全体で支える仕組みとして、多くの国民が期待した介護保険制度が始まって4年が経過いたしました。全体的には利用者数が増える一方で、負担が重くて十分な在宅サービスが受けられない、施設不足から特養ホームに入所できないなど、矛盾が大きくなっています。

こうした中、政府の財政制度等審議会は5月17日、2005年度予算に関する予算編成の基本的考え方についての意見書を財務省に提出いたしました。意見書では、一般歳出の約4割を占め、増大が続く社会保障関係費の抑制を、我が国財政上、最大の構造問題と強調し、2005年度予算編成では社会保障関係の自然増を放置することは許されないと述べています。介護保険制度については、現在1割の利用料を2割から3割に引き上げるべきだと明記し、若年者の医療保険の自己負担水準まで引き上げ、均衡を図ると、事実上3割負担への改定を目指す方針を示しています。

政府は、既に2004年度予算でも年金給付額の削減などで自然増分約9,100億円を8,063億円まで圧縮しています。

しかし、政府はこの財政制度等審議会の建議を受け、2005年の制度見直しに向けて、一つ、保険料の徴収対象を現在の40歳以上から20歳以上に拡大する。二つ目、国の予算を抑制するために、障害者支援費制度と介護保険を統合する。三つ目に、現在の1割のサービス利用料を2割から3割に引き上げる。四つ目に、すべての特養ホームの入所者から家賃を徴収する。五つ目に、軽度の要介護者のサービスを抑制する。などの改悪を進め

ようとしています。

「年金だけの生活なので先行きが不安、自己負担の減額をしてほしい」「長生きをするのではなかった」「もう限界、介護で疲れ果てている」など利用者や家族の方々の苦悩はあとをたちません。そのうえ、高齢者医療費の負担増や年金給付の引き下げなどで生活不安はますます広がっています。

これでは介護保険制度の存在意義そのものが問われることとなります。誰もが安心して利用できる介護保険制度にするために、保険料や利用料の免除・軽減制度を国の制度として確立することや、特養ホームなどを計画的に増設し、待機者の解消を図ることなどが求められます。今回は特に利用料の負担が大変で介護サービスを減らしたという人が多く、介護サービスの利用率も4割程度にとどまっていることから、政府に対して特に利用料の引き上げの中止を求めるものです。

以上、ご賛同をお願いいたしまして提案説明を終らせていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第10号介護保険の利用料引き上げの中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立少数であります。よって、意見書案第10号は原案否決されました。

日程第7．意見書案第11号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第7、意見書案第11号年金改革の中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

年金改革の中止を求める意見書案の提案説明をいたします。

年金制度をめぐる今日の最大の問題は、日々の生活を到底賄えない低額年金、無年金の人が膨大な数にのぼっていることです。国民年金しか受給していない高齢者は900万人もいますが、受給額は平均で月額4万6,000円にすぎません。

さらに重大なことは、国民年金の保険料を払っていない人が、既に1,000万人を超えるなど、年金制度全体の空洞化が進んでいることです。こうした状況を打開することこそ、いま、緊急に求められていることです。

ところが政府与党の「百年安心」年金法案は、こうした問題の解決策を全く示さないばかりか、保険料は連続で引き上げ、給付水準は低額年金も含めて一律に引き下げるというものでした。

しかも、政府は来年4月から13年連続で厚生年金は平均年額1万円、国民年金は年額3,360円の保険料を引き上げ、いま、月額1万3,300円の国民年金保険料は2017年度には1万6,900円になり、これ以降は固定されると説明してまいりました。ところが、これは賃金が上がらないとした場合のことです。法案が前提にしている賃金上昇率で計算すると、2017年度は月額2万860円、2027年度には月額2万5,680円にもなります。これでは保険料を払えなくなる人がますます増え、年金の空洞化がひどくなる一方です。

また、給付の下限についても、政府がこれまで説明してきた現役世代の収入の50%を保証するのは、ごく限られた厚生年金モデル世帯だけであり、それも年金受給が始まる時だけで、その先はどんどん減り、43%から40%にまで下がることが明らかになりました。

こんなことをすれば、憲法25条が保障する国民の生存権を根本から破壊することになります。「保険料が高すぎて払えない」「年金だけでは暮らせない」このような声に応える改革こそ政治の責任です。世論調査によると、今回、強行採決された年金改革法案について、審議不十分という人が86%、支持しないという人が59.6%にもものぼっています。改悪された年金法の実施を中止し、国民だれもが納得できる年金制度にするよう、国会審議をやり直すことを求めるものです。

以上、ご賛同のほどお願いいたしまして提案説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第 11 号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第 11 号年金改革の中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立少数であります。よって、意見書案第 11 号は原案否決されました。

日程第 8 . 意見書案第 12 号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第 8、意見書案第 12 号郵政事業の民営化に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第 12 号については、委員会の付託を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

郵政事業の民営化に関する意見書案について、日本共産党市議団を代表いたしまして賛成討論をいたします。

世界の近代郵便制度は1840年代のイギリスで始まりました。それ以前のイギリスの郵便制度は料金受取人払いで、あて先によっては高額な料金が請求されました。その後、郵便改革によって全国均一料金になり、切手をはってポストに投函する仕組みが確立しました。こうして特権階級中心から庶民へ利用が広がり、この仕組みが世界に広がりました。

日本では、明治政府から派遣されイギリスを視察した前島密の指導のもとに1871年に郵便制度が導入され、以降130年にわたって国営・非営利の事業として運営されてきました。ユニバーサルサービスの原型である全国均一料金制が採用されたのは1873年のことで、民間の飛脚業者に支払う通信費があまりにも高額だったことから、安くてどこからでも自由に利用できる郵便事業が創設されました。

現在では、郵便局は過疎地や離島も含めてすべての市町村にあります。全国で約2万4,700カ所ある郵便局のネットワークを通じて、全国一律に公平なサービスを提供することにより、国民生活の利便性を図っています。

憲法は、基本的人権として通信の秘密保持、信書の自由を保障しています。これに基づいて郵便法第1条は郵便事業の目的について、郵便物をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することとしています。

郵便貯金は1,000万円以下の小口預金だけを対象に、虎の子の生活資金を安全に貯蓄したいという国民の願いにそって、庶民の貯金を守ることを目的に国の事業として運営されてきました。

こうした中、政府は2007年4月から郵政事業を民営化するとして、経済財政諮問会議を設置し、ことし秋には最終報告を発表する予定です。

中間報告では、民営化の意義として、郵便局の窓口機能、郵便、郵便貯金、簡易保険の四つの機能を市場で自立させること、民間と同じ経営条件にすること、効率化と成長事業への進出をあげています。しかし、利用者の国民から見れば、これは国民が求める郵政事業を根底から覆すものです。郵便局が大銀行と比べて格段に安い経費率を誇り、税金投入なしでやってこられたのは、貯金、保険、郵便の3事業を一体で運営してきたからです。それをバラバラにしてわざわざ効率を悪くするなら、従来事業そのものが維持できなくなります。

民間と同じ経営条件として強調されているのは、郵便貯金と簡易保険への国の保障をなくしてしまうということです。国の保障があるからこそ、国民は安心して郵便貯金や簡易保険を利用でき、事業としても預かった資金や運用益を自己資本としてため込む必要はなく、利用者に還元する仕組みをとることができるのです。3事業の一体運営も、国の保障

も、日本のどこでも国民に安く郵政サービスを提供するための経済的な土台にほかなりません。

郵便事業に民間を参入させると、いつでも、誰でも、どこからでも安い料金で受けられるサービスの維持ができるかどうか問題です。民間の業者はもうかる都市部には参入しても、過疎地域で同じことができるか疑問であり、不採算地域では郵便局の廃止や各種料金の値上げが懸念され、市民生活に大きな影響を及ぼすことになりかねないので、日本共産党は郵政事業の民営化に反対しています。

郵政三事業は、公共福祉の増進と国民生活の向上に寄与することが第1の責務であり、利益優先ではなく国民のための郵政公社のあり方こそ議論すべきです。

時事通信の調査によると、「早急な民営化」を求める人はわずか11.4%で、日本郵政公社での実績を見たうえで、幅広い角度から検討すべきという人は45.4%、日本郵政公社のままサービスを提供すべきという人が27.3%です。

以上のことから郵政事業の民営化に関する意見書案に賛成をいたします。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論なしと認めます。

これより意見書案第12号郵政事業の民営化に関する意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第9．意見書案第14号

議長（杉原 茂雄君）

次に日程第9、意見書案第14号緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第14号については委員会の付託を省略することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第14号緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

・

日程第10・第24号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に日程10、第24号議案中間市政治倫理条例を議題といたします。

ただいま議題となっております第24号議案については所管の総務文教委員長から目下、委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定より継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務文教委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、総務文教委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査にすることに決しました。

・

日程第11・請願第3号平成15年

議長(杉原 茂雄君)

次に日程11、平成15年請願第3号中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第3号については所管の合併促進調査特別委員会委員長から目下、特別委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定より継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。特別委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査にすることに決しました。

日程第12. 会議録署名議員の指名

議長(杉原 茂雄君)

これより日程第12、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第76条の規定により、議長において佐々木晴一君及び下川俊秀君を指名いたします。

議長(杉原 茂雄君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成16年第2回中間市議会定例会はこれにて閉会をいたします。ご苦労さまでした。

午前11時01分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 佐 々 木 晴 一

議 員 下 川 俊 秀

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員